

道頓堀川・船着場ネーミングライツパートナー企業募集要項

1. ネーミングライツ導入の目的

大阪市建設局の管理する道頓堀川の船着場を自主財源確保の観点から有効活用し、得られた収入を河川の維持管理に活用することを目的として、船着場の通称名の命名権(ネーミングライツ)について、事業の趣旨に賛同し、契約料を負担いただく企業等(以下「パートナー企業」という)を募集します。

2. ネーミングライツの募集対象

道頓堀川において、大阪市建設局が管理するネーミングライツ募集対象船着場の通称名の命名権とします。

- ・募集対象船着場は、太左衛門橋船着場、日本橋船着場、湊町船着場を対象とします。
(別添位置図参照)

3. 募集期間

毎月16日から月末最終日で受け付けます。ただし、月末最終日が土曜日・日曜日・祝日等の閉庁日の場合は、翌開庁日とします。また、受付時間は平日の午前9時から午後5時までとし、閉庁日は除きます。

4. 優先交渉権パートナー企業候補者の選定

各期間内に応募いただいた企業について、最も高い金額の提案があった企業を優先交渉権パートナー企業候補者として選定します。ただし、同一船着場に同額の提案をした者が2以上あるときは、くじにより優先交渉権パートナー企業候補者及び次点企業を決定します。

5. 選定結果の通知

優先交渉権パートナー企業候補者審査後、応募者に対して選定結果を通知します。なお、選定結果の通知後は特段の理由がある場合を除き、優先交渉権パートナー企業候補者を辞退することはできません。

6. 応募資格

- ・公共施設のパートナー企業にふさわしい法人、及び当該法人と本市との仲介業務を行うことができる広告代理業を営む法人を応募の対象とします。ただし、広告代理業を営む法人の場合は、募集対象船着場ごとに具体的なパートナー企業の提示が必要となります。

- ・大阪市建設局河川管理施設ネーミングライツ実施要領第4条に反する企業等は除きます。
- ・市税に係る徴収金に滞納がないこと、かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税に滞納がないことが必要です。

7. 契約期間

契約期間は契約日から3年とします。なお、契約日については、本契約締結までの間に両者の協議により決定します。

8. 契約料

(1) 募集契約料

- ・募集契約料は、太左衛門橋船着場は年額40万円以上（税抜き）、日本橋船着場は年額20万円以上（税抜き）、湊町船着場は年額12万円以上（税抜き）とします。
- ・提案いただく価格については、消費税及び地方消費税は含まないでください。支払時に別途、消費税及び地方消費税が必要となります。
- ※ なお、パートナー企業には契約料とは別に、**9. (3)**に示す名称標示等に係る諸経費をご負担いただきますのでご注意ください。

(2) 契約料の納付

契約料は、本市が通知する内容に基づき、納付期日までに納付するものとします。なお、納付方法は、毎年度ごとに、本市の請求に基づき、各年度分を4月30日（土曜、日曜、祝日の場合は、その直前の平日）までに一括して納付することを基本とします。

ただし、契約年度分の納付期限については、本市が請求を行った日から2週間以内を原則とします。

9. 名称及び標示方法

(1) 提案いただく通称名

- ・提案いただく通称名の日本語表記は、企業名、商品名を含む日本語及び英語アルファベットに限ります。（企業ロゴやマークの使用、フォント、色、大きさ等を指定した提案が可能）
- ・安全柵に設置する名称標示における、日本語表記の1文字の大きさは、30cm×30cm（縦×横）を標準とし、設置場所の状況等を踏まえて協議により、決定します。
- ・日本語表記に併せて、英語、中国語、韓国語についても、表記することとしますが、対象船着場の名称のみの表記とします。（なお、英語、中国語、韓国語の1文字の大きさは、設置場所の状況等を踏まえて協議により決定しますが、安全柵に名称表記する英語、中国語、韓国語については、1文字の大きさは、10cm×10cm（縦×横）

を標準とします。)

- ・案内板に設置する1文字の大きさは、任意とし、設置場所の状況等を踏まえて協議により、決定します。
- ・企業ロゴやマークについては、当該申込みをしたパートナー企業が権利を有する登録商標であることが前提となります。
- ・契約期間中に名称を変更することはできません。ただし、名称変更の必要性について特段の理由がある旨を説明し本市の同意を得た場合は、この限りではありません。
- ・正式名称(○○○船着場)を含むものとします。(例:「企業名等+○○○船着場」)
- ・大阪市建設局河川管理施設ネーミングライツ実施要領第5条を満たす名称とします。
- ・当該船着場の管理に支障をきたさない名称とします。なお、建設局の業務上やむを得ない事由が生じた場合、船着場に標示している名称の一時撤去等を行う場合があります。

不適切なロゴ等デザイン提案の例

- ・一般的に企業名、商品名とも理解され得ず、船着場の名称に冠するには不適切なもの(ドクロマークや意味不明の記号、判読できないマークの羅列など)
- ・他標識等と誤認させるようなデザイン(河川航行ルールに関わる標識デザインなど)
- ・蛍光、反射性の塗料を用いたもの

(2) 船着場への名称標示

- ・標示位置は別添「名称の標示位置」指定箇所とし、安全柵に設置する場合の標示面積は1面で最大約6㎡までとします。また、太左衛門橋船着場及び日本橋船着場の案内板に設置する場合の表示面積は1面で最大約0.5㎡までとし、湊町船着場の案内板に設置する場合の表示面積は1面で最大約0.7㎡までとします。なお、湊町船着場の案内板はA・Bの2箇所(両面)が対象となります。(別添「名称の標示位置」参照)
- ・原則として、安全柵に設置する名称標示の素材は不燃材料を使用、案内板に設置する名称標示の素材は耐候性シールを使用し、河川管理施設を傷つけず風雨等により脱落することのないよう強固に取り付けることとします。
- ・河川の景観との調和や、歩行者の自由かつ安全な河川使用の妨げとならないように配慮するものとします。

(3) 名称標示等にかかる諸経費の負担

- ・契約料とは別に、船着場への名称標示の設置並びにその維持管理、契約期間満了後の当該標示の撤去に要する経費は、契約書のとおりパートナー企業に負担いただきます。

- ・なお、契約書に基づき、名称標示の設置、維持管理、撤去については、パートナー企業が河川法(昭和39年法律第167号)第20条の承認を受け、実施していただきます。
- ・また、河川法第20条及び契約書に基づき、名称標示の維持管理を行う際は、事前に維持管理計画書を提出し、これに沿って維持管理を実施していただきます。

10. 名称の使用開始時期

両方で協議した使用開始日とします。

11. 選定方法・選定基準等

- ・募集対象船着場ごとに、審査基準に基づき応募資格・提案内容等の審査（以下「審査」という。）を行い、優先交渉権パートナー企業を決定します。
- ・なお、必要に応じて審査基準による審査以外に建設局広告等審査委員会の審査により、優先交渉権パートナー企業を決定する場合があります。
- ・審査基準に基づく審査及び建設局広告等審査委員会の審査並びにより、優先交渉権パートナー企業候補者が優先交渉権パートナー企業とならない場合があります。その場合は、**8.（1）**の募集契約料以上で最高金額に次ぐ金額を提示した企業、もしくは、くじにより優先交渉権パートナー企業が決定した場合は、次点企業に対して審査を行い、優先交渉権パートナー企業を決定します。

12. 選定結果の通知及び公表

- ・選定結果は、募集対象船着場ごとの応募者に文書で通知します。また、決定されたネーミングライツパートナー企業については大阪市の広報媒体を通じて公表します。
- ・なお、応募内容及び選定結果等については、大阪市情報公開条例の定めるところにより、公開されることがあります。

13. 優先交渉権パートナー企業の決定から契約まで

- ① 優先交渉権パートナー企業と本市は、契約に向けて協議を行います。なお、優先交渉権パートナー企業決定日の翌日から起算して10日（本市における執務の休日を除く。）以内に協議が整わない場合は、優先交渉権パートナー企業としての資格を失います。
- ② 優先交渉権パートナー企業に選定された者に不適切な事由が認められたときは、本市の判断で優先交渉権パートナー企業としての資格を失わせることができます。
- ③ 優先交渉権パートナー企業がその資格を失った場合には、**11.**で選定した企業候補の順に優先交渉権パートナー企業候補者を選定します。
- ④ 優先交渉権パートナー企業がその資格を失った場合、本市は一切の賠償責任を負いません。

14. 申込み方法等

以下の書類を併せて、「16. 提出先・問い合わせ先」までご持参ください、なお、申込者とパートナー企業が異なる場合は、パートナー企業についても②～⑤を提出ください。

- ① 道頓堀川・船着場ネーミングライツ申込書（様式1）
- ② 誓約書（様式2-1、2-2）
- ③ 法人登記記載事項全部証明書
- ④ 企業概要の資料（様式自由）
- ⑤ 納税に関する証明書

ア 市税事務所の発行する全税目の納税証明書（「市税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書（発行日から3カ月以内のものに限る））

イ 税務署の発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（発行日から3カ月以内のものに限る）

※申込者とパートナー企業が異なる場合は、契約締結時に押印した委任状と印鑑証明書が必要となります。

※申込書類を提出後に辞退する場合は、すみやかに（様式4）「辞退届」を「16. 提出先・問い合わせ先」まで持参により提出してください。

※応募書類は返却しませんのでご注意ください。

15. その他

- ① 募集開始日以降、本募集に関して、申し込み（予定を含む）者からの選定に関わる本市職員と接触することを禁じます。ただし、申込書の提出等、要項上当然に認められる行為を除きます。
- ② 道頓堀川・船着場及びその周辺では、今回のネーミングライツ以外に、本市の施策等で広告事業や各種河川管理施設等の設置が行われる可能性があります。提案金額及び契約料の変更は行いません。また、損害賠償等は一切行いません。
- ③ 湊町周辺においては、鉄道事業（なにわ筋線）が計画されているため、湊町船着場周辺が工事影響範囲となる場合があります。
- ④ 船着場周辺にて河川施設等の補修工事が発生する場合があります。老朽化状況により河川施設等の補修工事を発注する可能性があります。
- ⑤ 名称標示等にかかる一切の作業（維持管理含む）及びその経費は全てパートナー企業の負担とします。

16. 提出先・問い合わせ先

担当：大阪市建設局道路河川部河川課

住所：〒559-0034

大阪市住之江区南港北 2－1－10 ATCビル ITM棟 6 階

電 話：(06) 6615－6833

FAX：(06) 6615－6583

E-mail：la0028@city.osaka.lg.jp